

## 公益社団法人長野県社会福祉士会生涯研修センター設置運営規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、定款第4条第5号に基づき、会員が生涯にわたり、その専門性の向上と自己研鑽が図れるよう、研修システムの整備や研修を行うセンターの設置及び運営について定める。

### (設 置)

第2条 前条の目的を達成するため、生涯研修センター（以下「センター」という。）を本会事務局内に設置する。

### (事 業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉士の基礎及び共通研修の企画及び運営に関すること。
- (2) 研修履歴の管理に関すること。
- (3) 社会福祉士実習指導者の養成に関すること。
- (4) 社会福祉士国家試験の受験対策に関すること。
- (5) 日本社会福祉士会及び他県社会福祉士会との連携に関すること。
- (6) その他生涯研修制度の目的の実現に資すること。

### (組織・運営)

第4条 センターにセンター長を置く。センター長は本会会長とし、運営を統括する。ただし、理事会の承認を得て本会副会長をセンター長にすることができる。

### (運営委員会)

第5条 センターの事業を円滑に推進するために、本会委員会設置規則に基づく運営委員会を設置する。

- 2 運営委員長は、運営委員の互選としセンター長を補佐するとともに、運営委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは委員長を代理する。

### (専門部会)

第6条 運営委員会に、次の専門部会を設置する。

- (1) 基礎研修部会
  - (2) 専門研修部会
  - (3) 模試・実習講習会部会
- 2 専門部会長は、部会委員の互選とする。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、本センターの運営に必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年 4月1日から施行する。